弁護士が解説！
不正コピーが引き起こす重大リスクと
ライセンス管理の重要性

BSA | The Software Alliance
日本担当顧問
ＴＭＩ総合法律事務所
弁護士　石原 修

AGENDA

1. BSAについて
2. ソフトウェアライセンスの理解と管理の重要性
3. 不正コピー発覚時の代償
4. 不正コピーを取り巻く新たな動向
5. リスクの予防には何が必要か？
6. 気をつけたい“誤解”と“落とし穴”
7. まとめ
8. BSAの教育啓発コンテンツ
9. Appendix

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

1. BSAについて

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

BSA概要

BSA はグローバル市場において、
世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体。
BSAの加盟企業は、世界中で
最もイノベーティブな企業を中心に構成。

代表： ビクトリアA. エスピネル
（プレジデント 兼 CEO）

- 米国 1988年： 設立
- 日本 1992年： 活動開始
  1995年： 違法コピーホットライン開設
  2009年： 違法告発.com開設
  2015年： 「違法コピーホットライン」開設20周年

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

BSA加盟企業

（2015年1月現在）

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

BSAの主な活動

不正対策

知的財産権の保護とイノベーションの促進
非正規ソフトウェア撲滅に務め
ソフトウェア産業の繁栄に尽力

- グローバルな権利保護支援プログラム
- 政府への協力
- 不正対策広報

オンラインでの不正防止
インターネットを使用した
あらゆる形式によるソフトウェアの不正取引の阻止

- グローバルな権利保護支援プログラム
- 政府への協力

コンプライアンス対応策の提供
あらゆる規模の組織に対し
正規ソウトウェアのバリュー理解を促進

- ソフトウェア資産管理（SAM）
- 教育ツール&リソース

政策提言

グローバルアドボカシー
政府や利害関係者と連携して、
世界のソフトウェア産業が繁栄できる
法的枠組みと市場の構築を促進します。

- 知的財産とイノベーションの保護
- グローバル市場の開放
- グローバルクラウドの促進
- プライバシーの保護
- サイバーセキュリティ

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

BSAの主な活動

調査研究

NAVIGATING THE CLOUD
ソフトウェア資産管理が以前に増して重要課題となる理由

グローバル クラウドコンピューティング スコアカード

競争優位性
正規ソフトウェアがもたらす経済効果

グローバル ソフトウェア調査

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

２．ソフトウェアライセンスの理解と管理の重要性

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

【問題】
次のうち、著作権侵害に該当しないものは、何問ありますか？

1. ライセンスが足りなくなったので、ライセンス無しでソフトをインストールしたが、一度も使用しなかった

2. 誰も使わない処分用パソコンのソフトはアンインストールせずに、別のパソコンにインストールする

3. 客先で急遽ソフトが必要になったので、客先からインストールCDを借りてインストールさせてもらった。ソフトの使用後きちんとアンインストールした

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

ライセンスとは（他人の著作物を利用する場合）

使用許諾　＝　ライセンス契約

- 利用する場合の対価（ライセンス料）
- 利用できる地域（テリトリー）
- 利用できる期間
- 複製できる回数 等

【著作権者から使用許諾（ライセンス）を受ける】

著作権法63条

① 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。
- 著作権者の立場からすれば、許諾するかしないかは、著作権者の自由

② 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。
- 利用方法及び条件は、著作権者が自由に決めることが出来る。
  但し、相手がそれを受け入れるかどうかは別

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

使用許諾に基づく適切なライセンス管理が行われていれば問題ないが・・

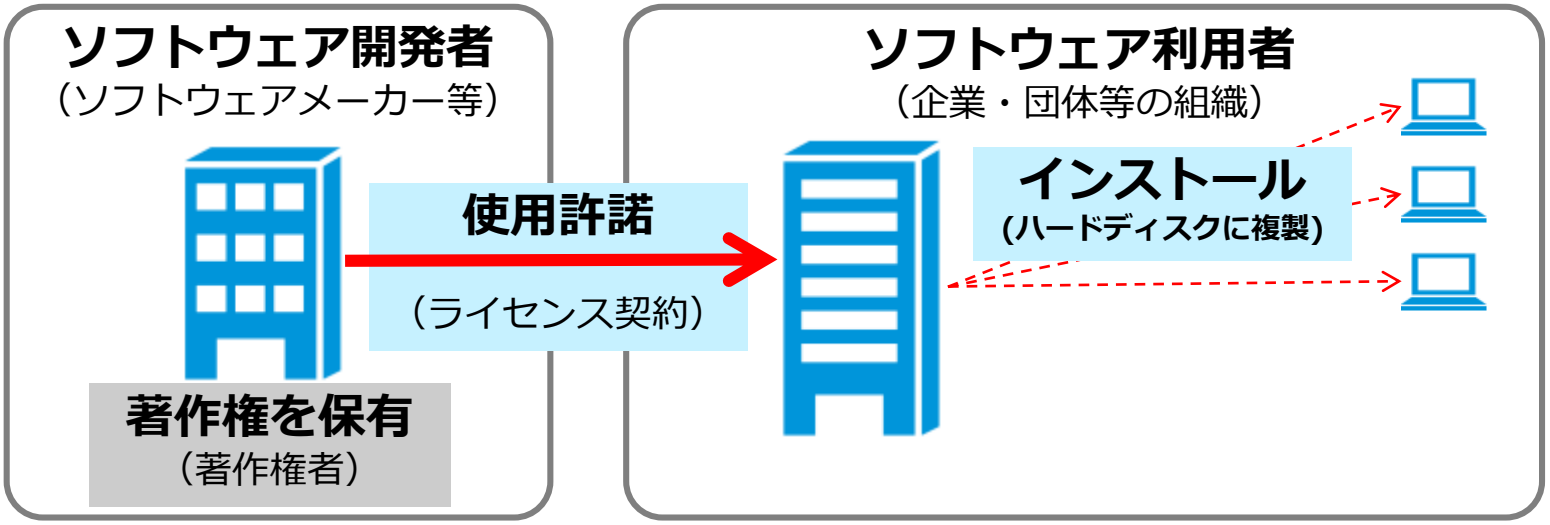

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

ライセンスを管理しない、或いは管理が不十分だと不正コピーに陥りやすくなる

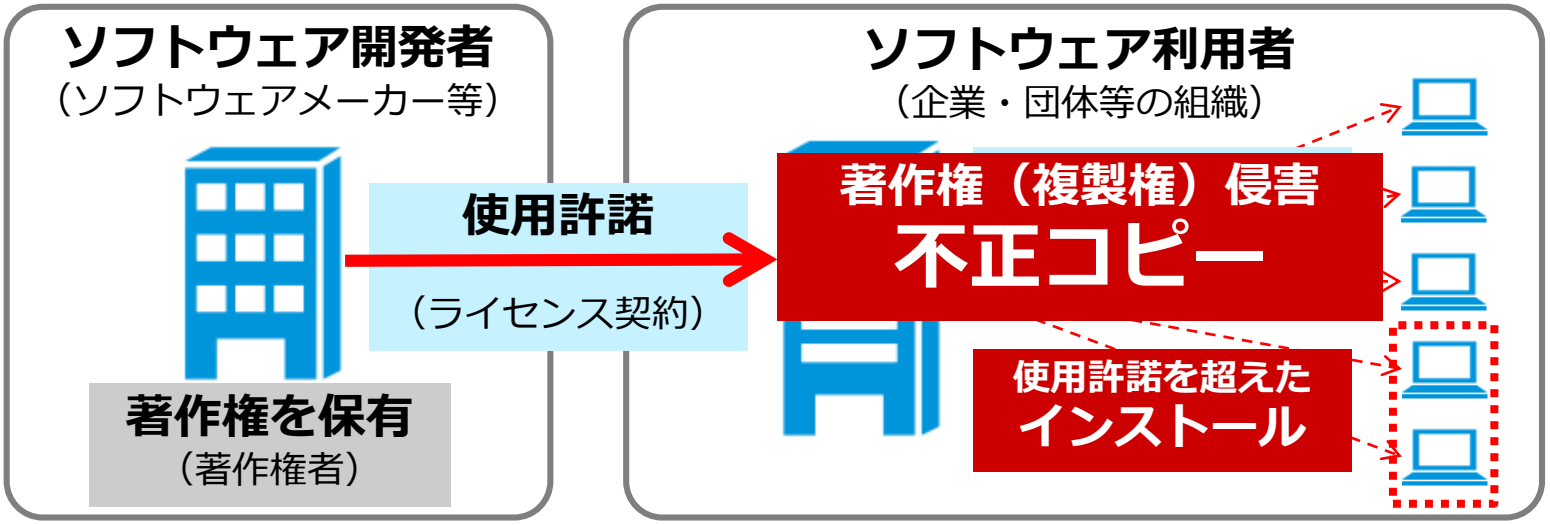

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

３．不正コピーの事例と発覚時の代償

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

【問題】
職場のパソコンにライセンスを超えてソフトをインストールした場合、最も重い刑事罰はどれですか？

1. 罰金５０万円
2. 罰金１０００万円
3. 懲役１０年
4. 罰金５０万円と懲役１０年の両方
5. 罰金１０００万円と懲役１０年の両方

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

民事訴訟例（損害賠償）

著作権侵害に関する判例（ビジネスソフトの場合）

司法試験予備校事件

約8,500万

東京地方裁判所
2001（H13）年5月16日判決

コンピュータスクール事件

約4,000万

大阪地方裁判所
2003（H15）年10月23日判決

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

民事訴訟例（損害賠償 / 違法コピー数の算出）

司法試験予備校事件

実際に検証していないPCも侵害行為があったと推認

各コンピュータの使用態様は，本件検証の対象とされた136台と対象とされなかった83台との間で相違がないものと解するのが合理的であるから，校舎に存在した219台の全コンピュータに係る侵害行為によって得た被告の利益額は，上記136台分の利益額に136分の219を乗じた額と推認するのが相当である。

コンピュータスクール事件

削除の痕跡がなくても使用状況から違法コピーがあったと推察

1. パソコンから違法コピーが削除されていても、パソコン内にその痕跡が残っていたパソコン

2. パソコンに例え違法コピーの痕跡がなくとも、使用状況等から、違法コピーがインストールされたと推察されるパソコン全部

両事件とも裁判前に、
裁判官が証拠保全
手続を実施

【民事訴訟法234条】

裁判所は、あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情があると認めるときは、申立てにより、この章の規定に従い、証拠調べをすることができる

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

対策を講じていなければ、経営者の個人責任も

社内の違法コピー防止体制不備が“漫然と放置“され
代表者の責任が認定された事例

コンピュータスクール事件

約4,000万円

大阪地方裁判所
2003（H15）年10月23日判決

【判決】

大阪地裁は、以下の2点で重過失を認定し、会社の他、代取個人の責任（旧商法２６６条の３）を認め約4,000万円の支払いを命じた。

1. 従業員の違法コピーを漫然と放置したこと
2. 違法コピーの防止に関する管理体制が不備であったこと

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

BSA

【問題】
職場でソフトウェアが違法にインストールされていたのを発見しました。適切な対応を選んでください。

1. 担当ではないので見なかったことにする
2. 内緒で不足分のライセンスを購入して埋め合わせる
3. 見逃せないので、即座にアンインストールする
4. どう対応すべきかメーカーに相談する
5. ITに詳しい知人に相談する

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

【問題】
職場でソフトウェアが違法にインストールされていたのを発見しました。適切な対応を選んでください。

無断でアンインストール（削除）すると、著作権法違反被擬事件の証拠を隠滅したことになり、証拠隠滅罪に該当する可能性があります。

【刑法第104条】
他人の刑事事件に関する証拠を隠滅した者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する

4. どう対応すべきか**メーカーに相談**する

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

【問題】
職場でソフトウェアが違法にインストールされていたのを発見しました。適切な対応を選んでください。

【刑法第104条】
他人の刑事事件に関する証拠を隠滅した者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する

3. 見逃せないので、即座にアンインストールする

無断でアンインストール（削除）すると、著作権法違反被擬事件の証拠を隠滅したことになり、証拠隠滅罪に該当する可能性があります。

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

和解例（損害賠償）

違法コピーの代償（財務的負担）が、企業経営（組織運営）を大きく圧迫

#	損害賠償金額	種別
1	4億4,000万円	企業
2	3億1,500万円	企業
3	2億5,000万円	企業
4	2億1,000万円	学校法人
5	1億9,000万円	企業

※ＢＳＡの情報提供窓口に寄せられた情報に基づき発覚した
ビジネスソフトの組織内違法コピーについて、和解により解決した例

2015年2月14日現在

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

和解例 (損害賠償)- 従業員500名以下

多額の損害賠償は大企業だけの話ではない

#	損害賠償金額	業種
1	4億4,000万円	ソフトウェア開発
2	1億4,000万円	金融
3	1億2,000万円	製造
4	1億円	デザイン
5	1億円	情報・通信

※ＢＳＡの情報提供窓口に寄せられた情報に基づき発覚した
ビジネスソフトの組織内違法コピーについて、和解により解決した例

2015年2月14日現在

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

違法コピー発覚時の財務負担は大きい

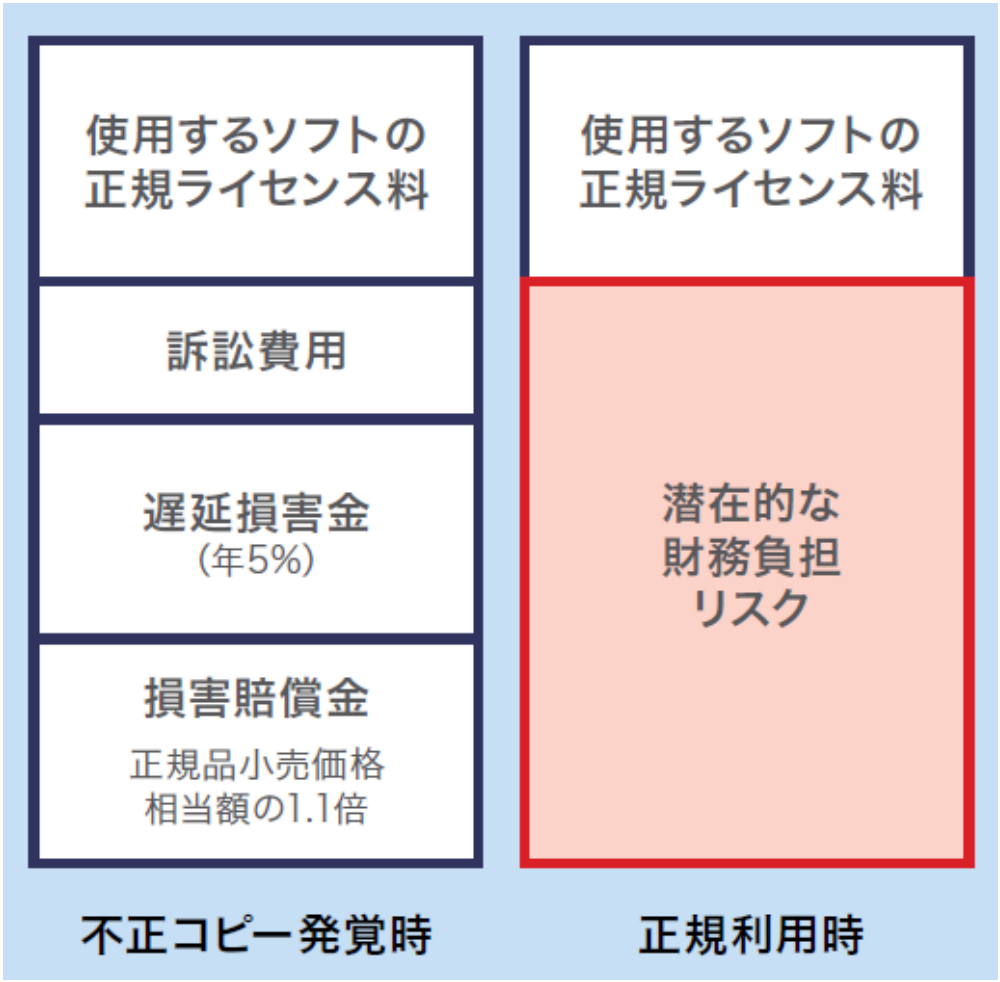

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

きっかけは情報提供から

BSAには組織内不正コピーに関する情報が年平均400件以上寄せられている

BSAの情報提供窓口への通報件数推移

出典：bsa.or.jpの情報提供窓口を通じた通報件数

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

ソフトウェア管理を漫然と放置した場合のリスク

一次リスク

- 法務/コンプライアンスリスク
  - 不正コピー発覚時の賠償請求
  - 刑事罰
- 情報セキュリティリスク
  - ウィルス、スパイウェアの混在
  - ファイル交換ソフト（Winny、Share等）
  - 個人情報・機密情報漏洩
- 財務負担リスク
  - 予期しない追加購入等
  - 取締役の個人責任

二次リスク

- レピュテーションリスク
  - マスコミ報道等で被害拡大
- 事業継続リスク
  - 顧客離れや取引停止等

管理不在のリスクイメージ

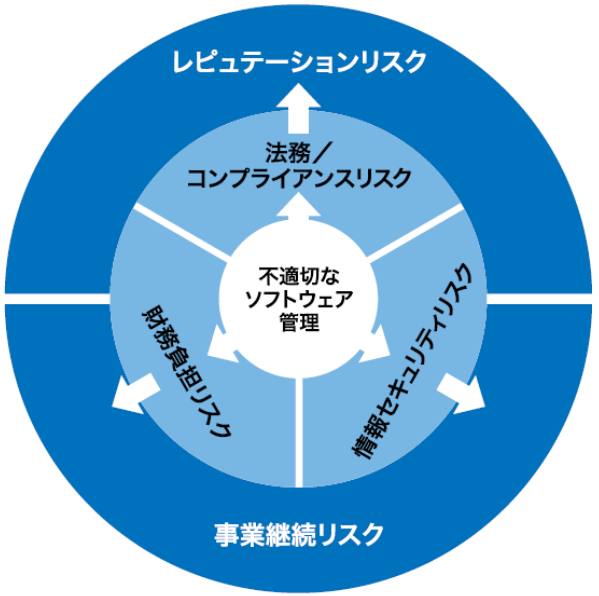

不正コピー発覚時のリスクは広範かつ連鎖する虞れ

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

4．不正コピーを取り巻く新たな動向

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

不正コピー・不正使用の態様

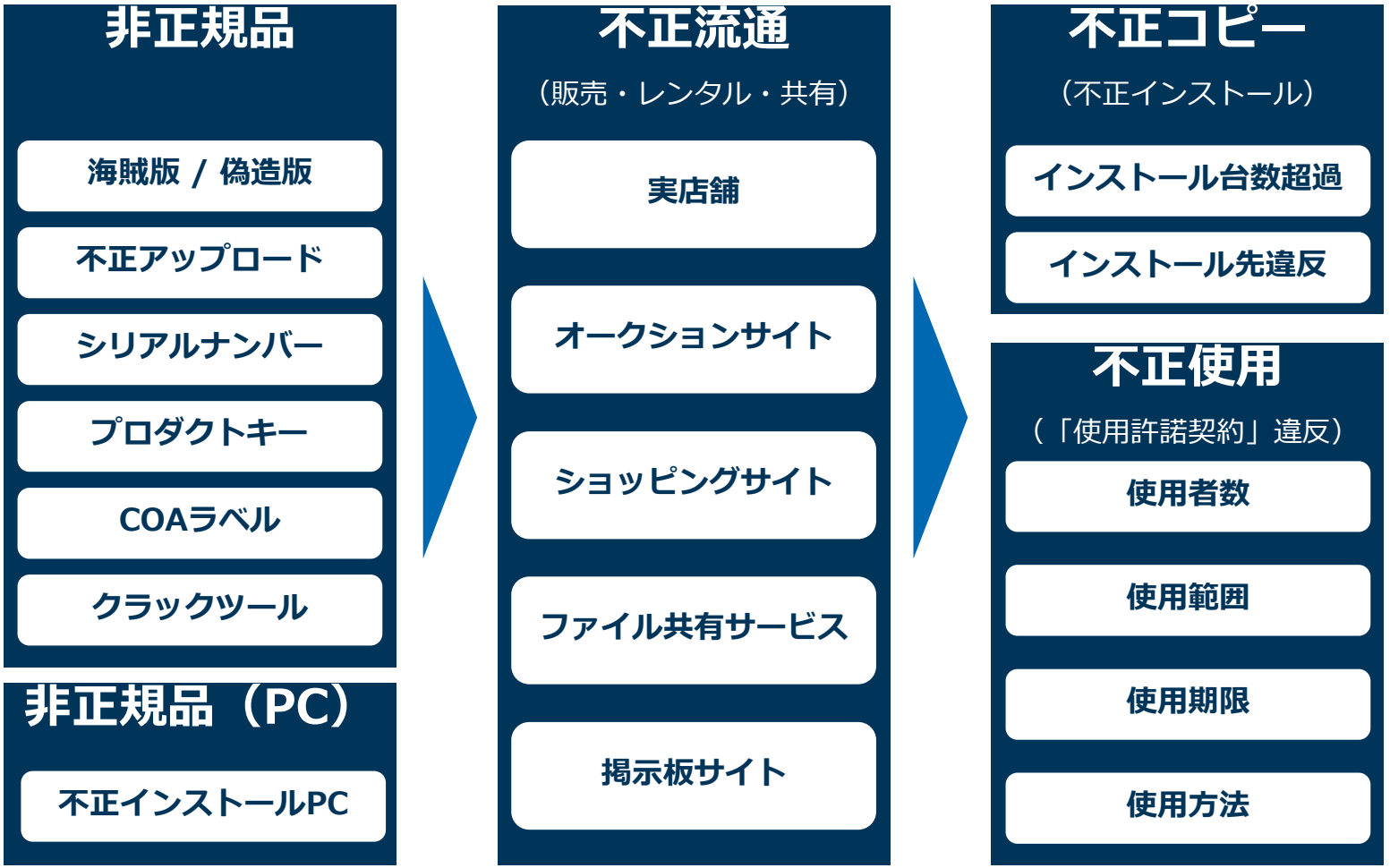

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

新たな法的対応

新たな法的対応

不正競争防止法 違反

私電磁的記録不正作出・供用罪

商標法 違反

従来の法的対応

著作権法 違反

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

各県警による活発なサイバー犯罪規制

不正競争防止法 違反

宇都宮地方裁判所（2014.12. 5）	試用版「Office 2013 Professional Plus」のライセンス認証システムによる認証を回避する目的でクラックツールを提供	有罪判決（初） 懲役1年6月（執行猶予3年）、罰金50万円併科
福井簡易裁判所（2014.10.15）	試用版「Office 2013 Professional Plus」のライセンス認証システムによる認証を回避する目的でクラックツールを提供	略式命令（初） 罰金50万円

私電磁的記録不正作出・同供用罪（商標法 違反含む）

宇都宮地裁栃木支部（2014.10.15）	• 「Microsoft Office」に類似する商標をウェブサイトに掲載（商標権侵害） • マイクロソフト「TechNet」サービスの購入を、容疑者とは別人が手続をとった旨の虚偽の情報を記憶させた（私電磁的記録不正作出・同供用罪）	有罪判決（初） 懲役2年（執行猶予4年）、罰金100万円（併科）

商標法 違反

福岡地方裁判所（2015. 2 . 2）	ネットオークションでのプロダクトキー出品・販売に際して、「Windows」に類似する商標を掲載し、商標権を侵害	有罪判決 懲役1年（執行猶予3年） 罰金50万円（併科）
宇都宮地裁栃木支部（2014.10.15）	プロダクトキーやクラックツール販売を目的に、自身が運営するウェブサイトの広告に「Windows」に類似する商標を掲載	有罪判決（初） 懲役1年（執行猶予3年）、罰金100万円（併科）

著作権法 違反

長崎地方裁判所（2014.3.17）	「Office Professional Plus 2013」をDVDに複製し、大手オークションサイトを通じて正規品を大幅に下回る価格で販売	有罪判決 懲役1年（執行猶予3年） 罰金30万円（併科）

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

新たな裁判所判断

商標法 違反

プロダクトキーの販売を目的とするウェブサイト上の広告でBSA加盟企業の商標を無断使用

BSAが捜査協力：

- 栃木県警察本部生活環境課と小山署の依頼に基づき

逮捕：商標法違反の疑いで男性を逮捕（2014年6月16日）

- 栃木県警察本部生活環境課と小山署

判決：宇都宮地方裁判所栃木支部（2014年10月15日）

懲役1年（執行猶予3年）、罰金100万円（併科）

- 「プロダクトキー」と「クラックツール」の販売を目的とする自身が運営するウェブサイト上の広告で、商標の使用に関して何らの権限がないのに、マイクロソフトが商標登録を受けている「Windows」に類似する商標を掲載し、商標権を侵害したと判断。

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

新たな裁判所判断

私電磁的記録不正作出・同供用罪

プロダクトキーの販売を目的とするウェブサイト上の広告でBSA加盟企業の商標を無断使用

BSAが捜査協力：

- 栃木県警察本部生活環境課と栃木署の依頼に基づき

逮捕：栃木県警察本部生活環境課と栃木署

- 商標法違反の疑いで男性を逮捕（**2014年6月16日**）
- 詐欺の疑いで再逮捕（**2014年7月4日**）

判決：宇都宮地方裁判所栃木支部（2014年10月15日）
懲役2年（執行猶予4年）、罰金100万円の有罪判決（併科）

- 商標法違反
  - 商標の使用に関して何らの権限がないのに、マイクロソフトが商標登録を受けている「Microsoft Office」に類似する商標をウェブサイトに掲載し、商標権を侵害
- 私電磁的記録不正作出・同供用罪
  - 日本マイクロソフト株式会社の事務処理を誤らせる目的で、マイクロソフトのサーバコンピュータに、実際には「TechNet」購入の申し込みをした事実がない容疑者以外の別の人物が、同サービスを購入する手続をとった旨の虚偽の情報を記憶させたと判断。

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

新たな裁判所判断

不正競争防止法 違反

ネットショップ経営者が、BSA加盟企業であるマイクロソフトコーポレーションが著作権を有する試用版プログラム「Office 2013 Professional Plus」のライセンス認証システムによる認証を回避する目的でクラックツールを提供

クラック・プログラムとは？

ライセンス認証システムによる認証を回避し、使用期間や機能制限のない製品版プログラムの実行を可能化する信号である不正なプロダクトIDをユーザーパソコン内に偽造・偽装する極めて悪質なプログラム

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

新たな裁判所判断

不正競争防止法 違反

BSAが捜査協力：

- BSA加盟企業が用いるライセンス認証システムの仕組みに関する情報を提供するとともに、不正競争防止法の解釈・適用に関し、鑑定書等を作成・提出するなどの捜査協力

逮捕：栃木県警生活環境課と今市署

- 不正競争防止法違反の疑いで男性を逮捕（**2014年9月29日**）

判決：宇都宮地方裁判所（2014年12月5日）

懲役1年6月（執行猶予3年）、罰金50万円の有罪判決（併科）

- 判決は、クラック・プロラムが、マイクロソフトが営業上用いている「技術的制限手段により制限されているプログラムの実行を、当該技術的手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する」ものと述べおり、これは、プログラムメーカーが採用するライセンス認証システムが不競法の「技術的制限手段」に当たること、クラック・プログラムが「技術的制限手段を無効化するプログラム」に当たることを明確に認定するもの

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

5. リスクの予防には何が必要か？

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

徹底した意識改革

リスク管理は徹底したいが、ソフトウェアは“目に見えず“管理が容易ではない。管理徹底には強い意志・改革が必要。

必要なライセンスは保有しているのか？

ライセンスがあると証明できるのか？

どのPCに何がインストールされているのか？

台帳は整備されているのか？

どこに何台のPCがあるのか？

ツールで調査できないスタンドアロンPCは、台帳に反映されていただろうか？

全組織的な取組みと位置づけ、
部門横断的な組織を設置し管理を徹底する！

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

全社的な現状把握

全PCを対象とした機関内監査（全数棚卸）が必要

1. 管理方針・規程の整備	場当たり的対応を予防するため、管理方針・規程を整備
2. 管理体制の整備	適切かつ効率的な管理のため、管理、教育、監査のそれぞれの体制を整備
3. 導入ソフトの把握	組織（企業/自治体等）が所有する全PC・全ソフトを対象とする
4. 所有ライセンスの把握	資産であるライセンスを把握・管理
5. 台帳を整備し差分算出	インストール状況と所有ライセンスの過不足把握のため台帳を作成する
6. ライセンス不足是正	不足がなくなって初めて法的なリスクがなくなったと言える

メーカーとの間でライセンス数の認識に関して、齟齬がないよう事前の相談が重要

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

定期的なレビュー

1. 管理方針・規程の整備	場当たり的対応を予防するため、管理方針・規程を整備
2. 管理体制の整備	適切かつ効率的な管理のため、管理、教育、監査のそれぞれの体制を整備
3. 導入ソフトの把握	組織（企業/自治体等）が所有する全PC・全ソフトを対象とする
4. 所有ライセンスの把握	資産であるライセンスを把握・管理
5. 台帳を整備し差分算出	インストール状況と所有ライセンスの過不足把握のため台帳を作成する
6. ライセンス不足是正	不足がなくなって初めて法的なリスクがなくなったと言える
7. 定期的なレビュー	4半期に１度、最低でも年に１度の割合でレビューを行い台帳を更新

適正な状態を保つため定期的なレビューが必要

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

6. 気をつけたい“誤解”と“落とし穴”

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

気をつけたい5つの誤解

1. 管理者がいるから大丈夫
2. 業者に任せているから大丈夫
3. 管理ツールを導入しているから大丈夫
4. 部門ごとに管理しているから大丈夫
5. インストール制限をしているから大丈夫

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

BSA

【誤解例 1】
管理者がいるから大丈夫

- 定期的に報告をさせているか？
- 著作権などを十分に理解しているか？
- その報告内容が正しいと言えるか？
- 定期的にレビューさせているか？
- 定期的に外部監査を受けているか？

性善説で捉えてはいけない

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

【誤解例 ２】
業者に任せているから大丈夫

- 仕様通りか検収できているか？（例）
  - 仕様にないソフトウェアがインストールされている
  - プレインストール版を発注したはずが製品版が納品されていた
  - 納品物だけでは判らなかったが、権利を侵害した方法でキッティングが行われていた
- ＰＣ納入業者は、正規品を使用しているか？（例）
  - 不正コピーがインストールされたＰＣの販売

ソフトウェアライセンスの知識が
不十分な業者も存在する

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

BSA

【誤解例 ３】
管理ツールを導入しているから大丈夫

- ネットワークに接続されていない端末の情報は収集できない
- 把握できるソフトウェアの範囲は、ツールごとに異なる

ツールは、ライセンス管理業務を
補助する道具で、万能ではない

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

BSA

【誤解例 ４】
部門ごとに管理しているから大丈夫

- 全社的に責任をもつ部門が不在となり、管理状態にムラができる
- 性善説的な管理に陥りやすい
- 部門間での人事異動やパソコン移管の際に、台帳への記載漏れ等が発生しやすい
- 管理体制が漫然と放置されやすくなる

一元管理でなければリスクは高まる

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

【誤解例　５】
インストール制限をしているから大丈夫

- 制限をすり抜けインストールされるソフトウェアやウィルスの存在

インストール制限は万全ではない

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

【落とし穴1】
納入先のコンプライアンス条件に抵触

サプライチェーンCSR推進ガイドブック（JEITA）

多くの企業・団体で、コンプライアンスの一環として『CSR調達』を実施しガイドラインを制定しているが、人権・環境等とともに“知財保護”にも言及されている。

他にも

- カタログを制作会社に発注したが、その下請けのデザイナーが違法コピーソフトウェアを利用していた
- マーケティング資料を海外の企業に委託したが、違法コピーを利用して制作されていた

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

【落とし穴2】
海外の事業所での不正コピー

日本企業の現地事業所（支店、駐在事務所、子会社等）が現地の警察当局の摘発を受けた事例も多数

2006年：フィリピン

違法にコピーしたソフトを使用した疑いで、フィリピン国家警察が日本のゼネコン現地作業所を捜査し、パソコン74台を押収

2013年：タイ

タイ警察経済犯罪部（ＥＣＤ）が日系自動車部品メーカーの１００％子会社2社を含む19社を摘発

<u>これらは氷山の一角</u>

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

７．まとめ

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

違法コピー予防のための管理、５つのポイント

1. 経営層が自ら意識を改革すること
2. 基本台帳（管理台帳）が存在すること
3. （定期的な棚卸に基づき）台帳の情報を更新するルールが存在すること
4. （第三者による監査の活用など）ルールが遵守されていることが検証されていること
5. 「不一致」が見つかった場合に適法な手段により是正されること

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

8．BSAの教育啓発コンテンツ

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

【ご案内】ダウンロードコンテンツ

ソフトウェアライセンスの不備が誘発するリスクと対策

- 本日の講演内容を簡潔にまとめた資料
- ダウンロードのうえご活用ください

http://bsa.or.jp/files/BSA_Risk.pdf

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

【ご案内】eラーニング・サービス

	ソフトウェアライセンスを初歩から解説	コンプライアンス面から見たライセンス管理の重要性を解説
		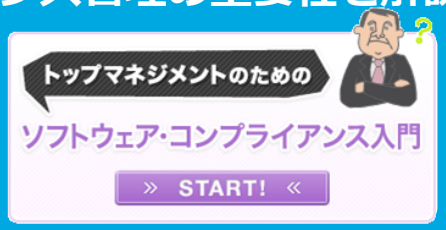
公開版	● 社員のリテラシー教育に最適 ● 受講時間約20分 ● 受講管理者がいない、または受講管理が不要な組織向け	● 経営陣の意識改革に最適 ● 受講時間約20分 ● 受講管理者がいない、または受講管理が不要な組織向け
社内研修版	● 社員のリテラシー教育に最適 ● 受講時間約40分 ● 受講管理者によるしっかりした社内研修をお求めの組織に	● 経営陣の意識改革に最適 ● 受講時間約40分 ● 受講管理者によるしっかりした社内研修をお求めの組織に

まずは【BSA　eラーニングサービス　総合案内】にアクセス！

www.bsa.or.jp/e-learning-info/

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

【ご案内】ソフトウェア資産管理サポート

	企業向け C-SAMポータル bsa.or.jp/csamportal/	公共機関向け P-SAMポータル bsa.or.jp/psamportal/	
ドキュメントライブラリ 規程・台帳・様式類のひな型	○	○	宮崎県の様式も公開中
講師紹介受付 講師への講演依頼フォームを掲載中	○	○	
SAM構築事例	×	○	神戸市、宮崎県、石川県の事例を公開中
リスクマネジネントの手引き	○	○	

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

【ご案内】アジアの支店のライセンス資産管理
Verafirm/ベラファーム（英語）

- 自社のライセンス管理とその説明までが行える、企業向けに設計されたポータル
- 特にアジア等でサプライチェーンを構成する製造業での利用が増加

おもな利用メリット

•ソフトウェア・ライセンスと利用者の効果的な管理ができる
•ソフトウェアがライセンスを取得していることを文書で効率的に説明ができる
•信頼できる企業/サプライチェーンとの取引を希望する顧客企業に対しアピールできる

www.verafirm.org/

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

9. Appendix

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

著作者と著作権者

著作権法は、ビジネスソフトウエアの
著作権について、どのように定めているのか？

<u>著作者とは、</u>

「著作物を創作する者」（法2条1項2号）

<u>著作者と著作権者の関係</u>

著作者は、「著作者人格権」及び「著作権」を享有する。（法１７条１項）

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

著作物とは何か？

「著作物」とは、思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいう（法２条１項１号）

1. 思想または感情の表現であること
2. 表現に創作性があること
3. 外部に表現されていること
4. 表現が文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものであること

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

著作権法１０条１項

この法律にいう著作物を例示すると、
おおむね次のとおり

1. 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
2. 音楽の著作物
3. 舞踊又は無言劇の著作物
4. 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
5. 建築の著作物
6. 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
7. 映画の著作物
8. 写真の著作物
9. **プログラムの著作物**

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

著作者の権利

著作者人格権（法17条～20条）

1.公表権（法18条）
2.氏名表示権（法19条）
3.同一性保持権（法20条）
4.名誉・声望保持権（法113条6項）

著作権（著作財産権）（法21条～28）

- 複製権（法21条）
- 上演、演奏権（法22条）
- 上映権（法22条の２）
- 公衆送信権（法23条）
- 口述権（法24条）
- 展示権（法25条）
- 頒布権（法26条）
- 譲渡権（法26条の２）
- 貸与権（法26条の３）
- 翻訳権、編曲権、変形権、翻案権（法27条）
- 二次的著作物の利用権（法28条）

権利の束

Copyright © 2016 BSA | The Software Alliance All Rights Reserved.

BSA

Thank you

bsa.or.jp